

(背景と目的)

- 第1 京都の木材認証制度としてはすでに「京都府産木材認証制度」や「京都市域産材（みやこ杉木）認証制度」があるが、いずれも木材（素材）の産地証明の側面が強く、この制度だけでは一般消費者への認知につながりにくい。そのため、木材の良さ・魅力を一般消費者にも認知・理解しやすい『木製品』という完成品の形で木材を評価する制度を作ることとした。
- 2 本認証制度は、京都らしさを有する木製品を発掘・認証し、京都ブランドの木製品として公認することで他社製品と差別化し木材の需要拡大・付加価値向上につなげるとともに、京都の森林環境保全につなげ、自然環境健全化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この実施要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「京都府産木材」とは、京都府が実施する「京都府産木材認証制度」において認証又は証明される木材のことを言う。
- (2) 「みやこ杉木」とは、京都市が実施する「京都市木材地産表示制度（みやこ杉木認証制度）」において認証される木材のことを言う。
- (3) 「認証木材」とは、京都府産木材又はみやこ杉木のことを言う。
- (4) 「認証品」とは、本認証制度に基づく審査に合格し、登録された木製品等のことを言う。
- (5) 「製作者等」とは、本認証制度に応募する者及び認証品の登録を受ける者を言う。
- (6) 「認証機関」は、京の木製品認証協議会のことを言う。
- (7) 「審査委員」とは、あらかじめ京の木製品認証協議会理事長により指名された審査委員のことを言う。

(制度名称)

第3 本認証制度の名称は、『^{きょう}京^{もくせいひんにんしょうせいど}の木製品認証制度』と称する。

(認証対象の木製品及び製作者等)

第4 本認証制度の認証の対象とする木製品は、次の各号に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 「木製品」又は「素材（エレメント）」であること。「建築物」は対象としない。
- (2) 体積又は表面積のいずれかにおいて、認証木材を製品全体の過半に使用していること。金物、プラスチック、セラミック等、他材料との併用も可能とする。
- (3) 著作権、意匠権、特許権、実用新案権等を侵害しないこと。
- (4) 認証品として登録した後、商業生産が可能であること。
- (5) 審査時に現物サンプルが確認できること。設計やデザイン等のみの応募は受け付けない。
- (6) 製作者等は反社会的勢力に関係していないこと。

（認証候補製品の審査及び選定）

第5 認証機関は、募集要項を定めて木製品を広く募集する。

- 2 認証機関は、応募のあった木製品について別に定める審査基準に沿って審査を行い、審査に合格した木製品を認証候補製品として選定する。
- 3 認証機関は、製作者等に対し審査結果を通知する。

（審査基準及び審査方法）

第6 審査は以下のとおり行う。

- (1) 審査は1次審査と2次審査の2回とする。
- (2) 審査における審査項目は次のとおりとする。
 - ア 意匠性：京都らしいデザイン、独創性など
 - イ 機能性：他に類がない、もしくは他と明らかな機能差があるもの
 - ウ 環境性・ストーリー性：環境性もしくは京都起因のストーリー性に優れるもの
- (3) 1次審査は審査委員ごとに次のとおり行う。
 - ア 審査委員は各審査項目に対して審査し、審査委員の主観的評価により10点満点で採点する。
 - イ 採点にあたっては、応募時に応募者が選択した第2号ア～ウの項目を重視する。
 - ウ 1人以上の審査委員が7点以上を付けた場合、1次審査通過とする。
- (4) 2次審査は次のとおり行う。
 - ア 審査委員の2/3以上出席する審査委員会において、協議する。
 - イ 審査委員会では、各審査委員の採点結果を持ち寄り、協議の上、多数決にて可否を決定する。

（認証品の登録及び更新）

第7 第5の規定により選定された認証候補製品は、製作者等が認証機関へ登録することをもって認証品となる。

- 2 登録申請は、前期登録においては9月15日、後期登録においては3月15日までに、別に定める登録申請書に広報用写真を添えて提出し、第8に定める認証使用料を支払うことをもって完了する。ただし、認証機関が特に必要と認める場合はこの限りではない。なお、広報用写真については、認証機関が自由に使用できることとし、製作者等は著作権人格権を行使してはならない。
- 3 認証機関は、認証品として登録したことを、製作者等に書面により通知する。
- 4 登録期間は、第2項に定める期日の翌月1日から1年間とする。
- 5 登録期間中、製作者等は次の各号に定める認証品についての権利を行使することができる。
 - (1) 本認証制度の認証品であることを公表すること。
 - (2) 本認証制度の標章を使用すること。
 - (3) その他認証機関が認めること。
- 6 登録期間は、登録期間満了日までの間に、第8に定める認証使用料を支払うことによって延長することができる。ただし、更新により延長できる登録期間は、審査を受けた年度から起算して10年間とし、それを超える期間継続したい場合は、再度、審査を受け合格する必要がある。
- 7 登録を更新しなかった認証品について、再び登録したい場合は、審査を受け合格する必要がある。
- 8 認証機関は、登録された認証品の情報をホームページ等で公表する。

（認証使用料）

第 8 認証品としての登録又は更新を希望する製作者等は、認証使用料として認証候補製品又は認証品 1 種類につき年間 1 万円を認証機関に支払わなければならない。ただし、2026 年度末までの登録に係る認証使用料を免除する。

（登録内容の変更）

第 9 認証品の登録内容の変更を希望する場合は、認証機関に対して変更承認申請の手続きを行わなければならない。

2 認証機関は、変更承認申請の内容が認証品としての品質等を損なわないことを確認し、変更の承認または否認を通知するものとする。

（登録の抹消）

第 10 認証機関は、認証品の製作者等が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に、当該認証品の登録を抹消することができる。

- (1) 第 4 第 3 号から第 6 号までを満たさないことが判明した場合。
- (2) 第 7 第 4 項で定める期日までに更新にかかる認証使用料を支払わなかった場合。
- (3) 認証品として販売又は譲渡する意思のない製品を認証品として宣伝する行為をした場合。
- (4) 制度の信頼を著しく損なう恐れのある不正・不適當な行為をした場合。

2 認証品の登録を抹消された場合は、製作者等は当該認証品について、第 7 第 3 項各号に定める認証品についての権利を行使することができない。

3 認証品の登録を抹消された製作者等は、抹消された日より 3 年間は、本認証制度への応募を行うことはできない。ただし、第 1 項第 2 号のみに該当し登録を抹消された場合はこの限りではない。

4 認証機関は、第 1 項の規定により登録を抹消した認証品の名称、当該認証品の製作者等及び登録抹消理由を公表する。

5 登録の抹消により製作者等に損失が生じた場合でも、認証機関は一切の責任を負わない。

（登録の取下げ）

第 11 認証機関は、製作者等から認証品の登録の取下げの要望があった場合は、当該認証品の登録を抹消する。ただし、認証使用料の返還には応じない。

2 登録の抹消後の取扱いは、第 10 第 2 項、第 4 項及び第 5 項に準ずる。

（表彰制度）

第 12 認証機関は、認証品又は認証候補製品の中で特に優良なものについて次のとおり表彰を行う。

- (1) 表彰は、毎年度 1 回とする。
- (2) 表彰対象は、その年度に審査に合格した認証品又は認証候補製品とする。
- (3) 賞の種類は、最優秀賞（京都府知事賞・京都市長賞各 1 点）、優秀賞（数点）、特別賞とする。
- (4) 各賞は「一般部門」と「学生部門」を設ける。ただし、最優秀賞と特別賞についてはこの限りではない。
- (5) 賞に見合う認証品がない場合は「該当なし」とすることができる。
- (6) 1 つの認証品が複数の賞を受賞することもできる。
- (7) 授賞結果は、認証機関のホームページで公表する。

(標章の表示)

第 13 標章の様式および表示基準は、別紙により定める。

(その他)

第 14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は 2024 年 7 月 3 日から適用する。

この要綱は 2025 年 4 月 1 日から適用する。